

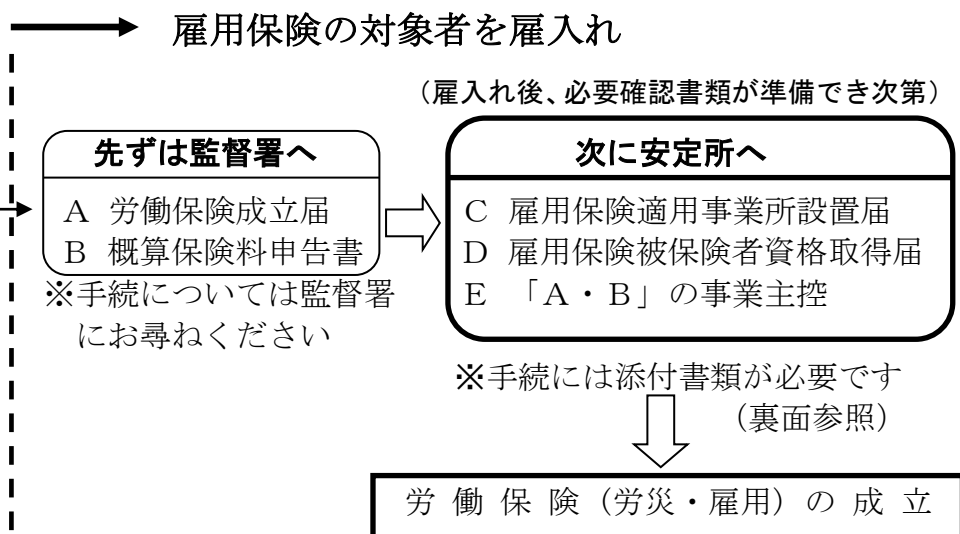
新しく加入される事業主のみなさまへ

【加入手続き順序】

一元適用事業所

製造・販売・サービス・
運輸・金融 等
二元適用以外の事業

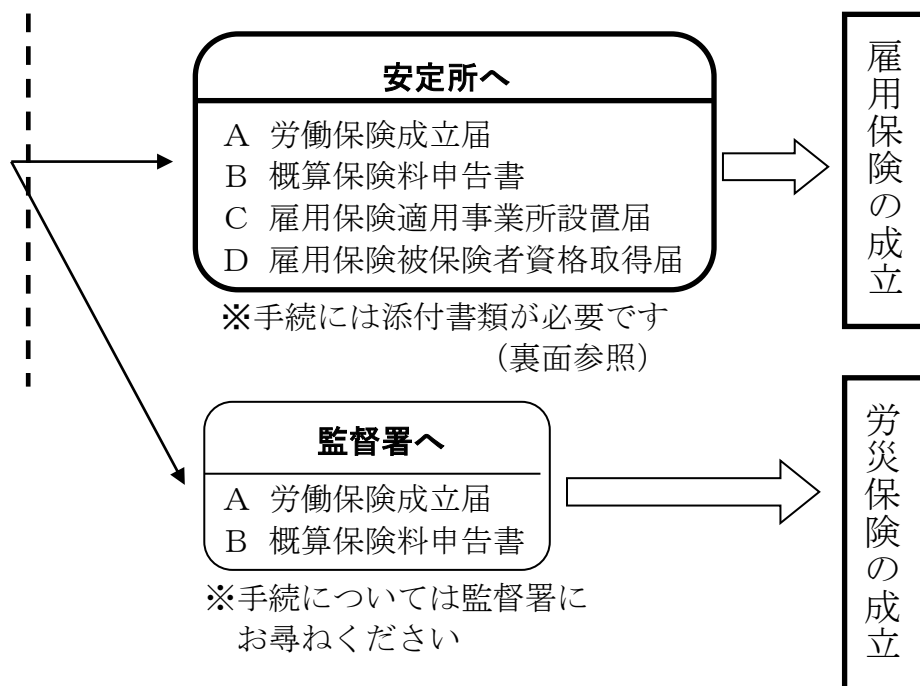
労災保険と雇用保険を
セットで加入する事業



二元適用事業所

建設・農林水産
地方公務の事業

労災保険と雇用保険を
別々に加入する事業



【提出期限】

適用事業に該当するに至った日の翌日から起算して10日以内。

※雇入れ後6ヶ月以上経過しての遡及手続きや、関係書類に不備がある場合等は、事業所実地検査を行った後に受理となり、追加資料が必要となります。

雇用保険手続きの際にはマイナンバー（個人番号）の届出が必要です

【添付書類】

C「雇用保険適用事業所設置届(会社の登録)」の添付書類

【管轄区域】

福岡市西区
糸島市

※添付書類は、コピー可

【法人の場合】

- ☐ 登記簿謄本「履歴事項全部証明」 ※3ヶ月以内のもの
- ☐ (事業所の所在地が登記上と異なる場合) 賃貸契約書、公共料金の請求書
- ☐ 許認可事業等は「許認可証」等の書類(飲食店の場合は「許可通知書」)
許認可事業等でない場合は、事業内容に関する取引先との契約書、納品書、請求書
※設置する事業所名が記載され、取引先が作成したもの
- ☐ その他 ()

【個人の場合】

- ☐ 事業主の「住民票(※3ヶ月以内のもの)」または「運転免許証」
- ☐ (事業所の所在地が確認できる) 賃貸契約書または公共料金の請求書
- ☐ 許認可事業等は「許認可証」等の書類(飲食店の場合は「許可通知書」)
許認可事業等でない場合は、事業内容に関する取引先との契約書、納品書、請求書
※設置する事業所名が記載され、取引先が作成したもの
- ☐ その他 ()

D「雇用保険被保険者資格取得届・転勤届(従業員の加入)」の添付書類

※雇用保険被保険者資格取得届にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

【雇用保険の加入要件】

- ① 1週の所定労働時間が20時間以上で、かつ、31日以上雇用見込みがあること
 - ② パートや期間雇用の場合は、雇用契約の締結がなされていること
- 税法で定められた社会保険料や所得税の徴収・納税等がなされていること

- ☐ 労働者名簿労働基準法第107条で義務付けられています。
- ☐ 賃金台帳労働基準法第108条で義務付けられています。
労働者を雇用した日からのもの
- ☐ 出勤簿またはタイムカード.....労働者を雇用した日からのもの
- ☐ 雇入通知書(事業所控).....パートタイム(勤務時間が短い方)労働者分のみ。
労働基準法第15条で労働条件の明示が義務付けられています。
- ☐ 雇用保険被保険者証.....過去に雇用保険に加入していた方は所持しています。
初めて働く方は持っていません。
※不明な場合は、履歴書の写しを持参下さい。

【労災保険等のお問い合わせ】 事業所の住所を管轄する労働基準監督署にお願いします
福岡中央労働基準監督署 福岡市中央区長浜2-1-1 TEL: 092-761-5605

【お問い合わせ】 窓口受付時間 月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～16:00
福岡西公共職業安定所(ハローワーク福岡西)雇用保険課適用係
TEL: 092-688-9208 FAX: 092-883-5871